

これまでの取組み及び今後の方向性について (歴史的風土部会)

明日香村における歴史的風土保存等の取組の経緯

年	事 項
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古都保存法の制定（議員立法） ○ 明日香村を同法に基づく「古都」に指定
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風土及び文化財の保存措置：歴史的風土保存区域等の拡張 ・ 保存措置に伴う環境の整備 道路・河川・ごみ処理場等の整備、国営飛鳥歴史公園・歴史資料館等の整備、飛鳥保存財団の設置
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高松塚周辺地区が国営公園として整備決定（閣議決定）
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」諮問（内閣総理大臣→歴史的風土審議会） ○ 特別の立法措置の必要性等について答申
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明日香法を制定 ○ 同法に基づき「第1次明日香村整備計画」を策定（～平成元年度まで）
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次明日香村整備計画の策定（～平成11年度まで）
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次明日香村整備計画の策定（～平成21年度まで） ○ 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ○ キトラ古墳周辺地区が国営公園として整備決定（閣議決定）
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次明日香村整備計画の策定（～平成31年度まで）

明日香法(※) 明日香村の歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、住民の理解と協力の下に保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定める。

※明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置

明日香村整備基本方針(第4次 H22年度)
(国土交通大臣決定)

意見

社会資本整備審議会

明日香村整備計画(第4次 H22~31年度)
(奈良県知事作成、国土交通大臣同意)

意見

国の負担・補助割合の特例

道路、河川等の補助率の引上げ

(対象事業)道路改築、河川改良、下水道等



明日香村整備基金31億円(国24億、県6億、村1億)

- 国が明日香村に補助をして基金設立
- 運用益を歴史的風土保存事業等に活用

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村歴史的風土保存計画
(国土交通大臣決定)

歴史的風土特別保存地区に関する
都市計画決定 (奈良県知事決定)

○ 歴史的風土特別保存地区

- ・ 第1種歴史的風土保存地区
現状の変更を厳に抑制する地域
- ・ 第2種歴史的風土保存地区
著しい現状の変更を抑制する地域

○ 建築物の新築等一定の行為は 知事の許可が必要

土地の買入れ等(古都保存法)

- 不許可処分に対し、損失補償・土地の買入れ
- 土地の買入れ、保存施設整備等に対し、国が補助

その他の措置

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

- 基金運用益の低下も踏まえ、明日香村の歴史的風土を創造的に活用していくための支援として交付金を創設
- 予算額 平成12~16年度 国費 1.0億円
- 平成17~21年度 国費 1.1億円
- 平成22年度~ 国費 1.5億円 (平成25年度 国費1.5億円)

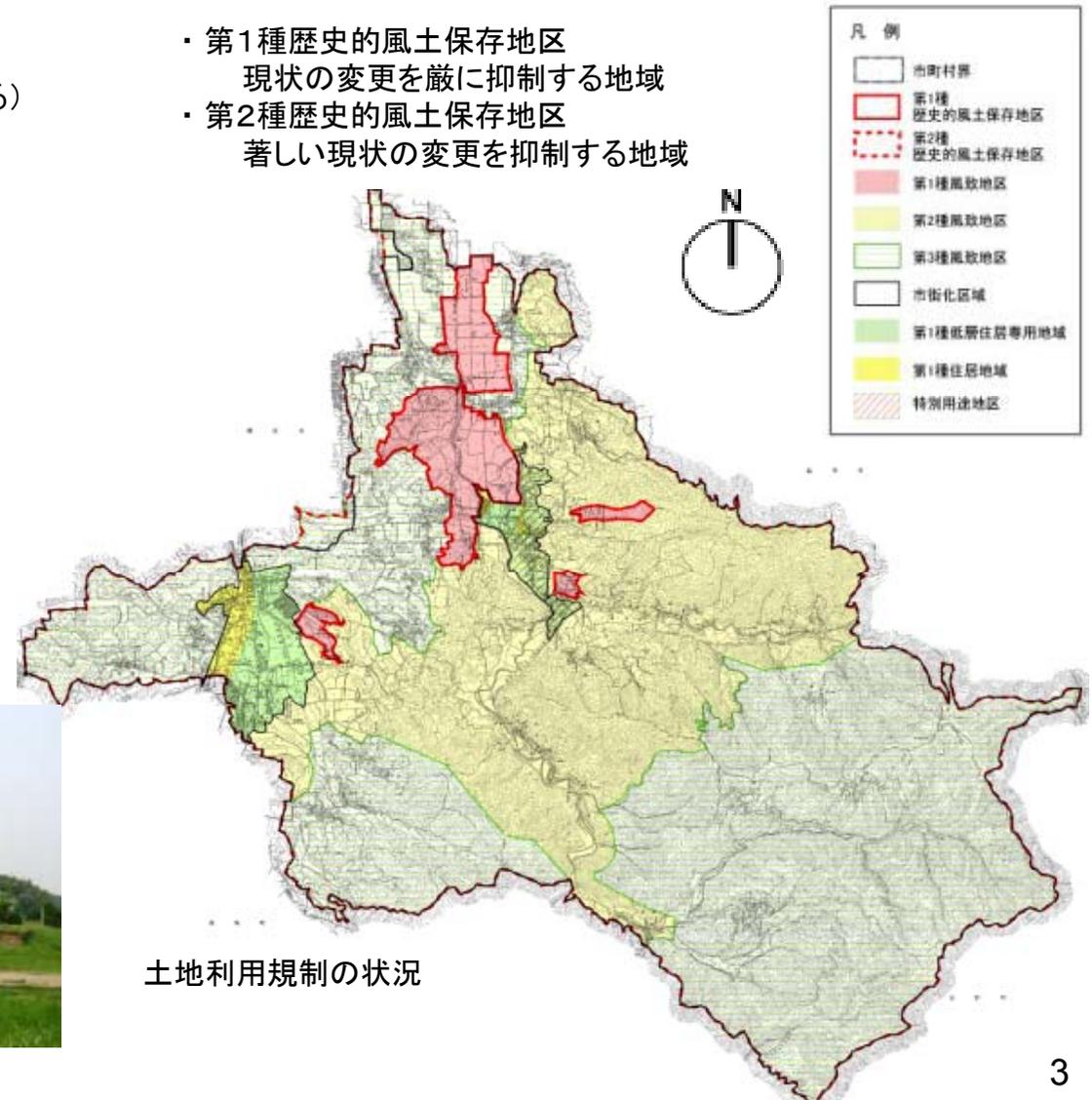
明日香村では、村全域を古都保存法に基づく第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区に指定することにより歴史的風土を保存するとともに、都市計画法に基づく風致地区制度による土地利用規制も行われている。

明日香村の歴史的風土のイメージ

(和風建築以外は厳しく規制され、歴史的風土が良好に保存されている)



- ・ 第1種歴史的風土保存地区
現状の変更を厳に抑制する地域
- ・ 第2種歴史的風土保存地区
著しい現状の変更を抑制する地域



土地利用規制の状況

明日香村整備基本方針 (S55)

[整備等の方向]

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針 (H2改定)

[整備等の方向]

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針 (H12改定)

[整備等の方向]

- ・歴史的風土の創造的活用
- ・農林業基盤整備等の充実
- ・農商工にわたる総合的な施策展開
- ・生活環境の整備の推進
- ・遺跡調査等の推進

第1次整備計画 (S55～H1)

[計画の基本的方向]

生活環境、産業基盤等を総合的に整備し、農林業を主体とした歴史と文化のむらづくり”をめざす。



小学校の整備

給食センターの整備



第2次整備計画 (H2～H11)

[計画の基本的方向]

- 『歴史的風土を活かした村づくり』
- ・農林業等の産業振興
- 『健康で住みよい村づくり』
- ・保険・医療・福祉体制の充実



飛鳥川の護岸整備

幼稚園の整備



第3次整備計画 (H12～H21)

[計画の基本的方向]

- ・地域産業の振興などの地域活性化
- ・明日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用



ゴミ処理施設の整備

万葉文化館の整備



明日香村整備基本方針

- 1 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画作成の意義
- 2 計画の期間
- 3 計画の基本的方向
 - 歴史的文化的遺産の保存・継承と利活用の推進
 - 歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上
 - 歴史的風土を活用した地域活力の向上
 - 生活環境及び産業基盤整備等の推進

第4次明日香村整備計画

- I 計画作成の意義
- II 計画の性格等
- III 村の概況
- IV 整備計画
 - 国家基盤が形成された地に相応しい歴史展示の推進
(歴史展示の拠点施設整備、遺跡の整備等)
 - 歴史的風土の維持・向上
(景観阻害要因の改善、買入地の適正管理等)
 - 歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上
(農林業の充実、耕作放棄地への対応等)
 - 生活環境基盤整備の推進
(道路、河川、下水道等の整備)
- V 計画達成のための留意事項
- VI 計画達成のための推進体制

例) 歴史展示の拠点施設整備



例) 遺跡の整備



例) 景観阻害要因の改善



例) 農林業の充実



例) 河川の整備



明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金について

基金の設置(S55)

住民生活の安定のため、きめ細かな事業の財源として「明日香村整備基金」を設置

【予算】国24億円、県6億円、村1億円

交付金の創設(H12)

基金運用益の低下も踏まえ、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設

【予算】国費100百万円
(H17~H21:110百万円)

交付金の継続(H22)

基金運用益の更なる低下も踏まえ、景観の維持・向上や観光振興など新たな取組を支援するため継続・拡充

H22予算 150百万円 (対前年度比 1.36)

※平成22年度の基金運用益については約38百万円と見込まれており、依然として最低水準に低迷

【事業内容】

第4次明日香村整備計画(H22~31)(H22.7.23奈良県知事作成、国土交通大臣同意)と連携し、明日香村をめぐる社会経済情勢の変化等に伴う課題に対応して、**観光振興や景観の維持・向上など、村の主体的な取組を支援**

- 史跡地の環境整備等
- 建築物の修景助成等



近年の文化財調査の成果も活用し、飛鳥の歴史を体感できる場の整備を推進



建築物、工作物、生垣、石積の修景を推進し、歴史的風土と調和した景観を創出

- 地域産業の振興



明日香らしい景観の要素である農林業や歴史的風土を活用した観光業等、地域産業を振興

- 景観計画に基づく景観の維持・向上



平成23年3月策定の景観計画に基づき、歴史的風土にふさわしい景観の維持向上のための整備を実施

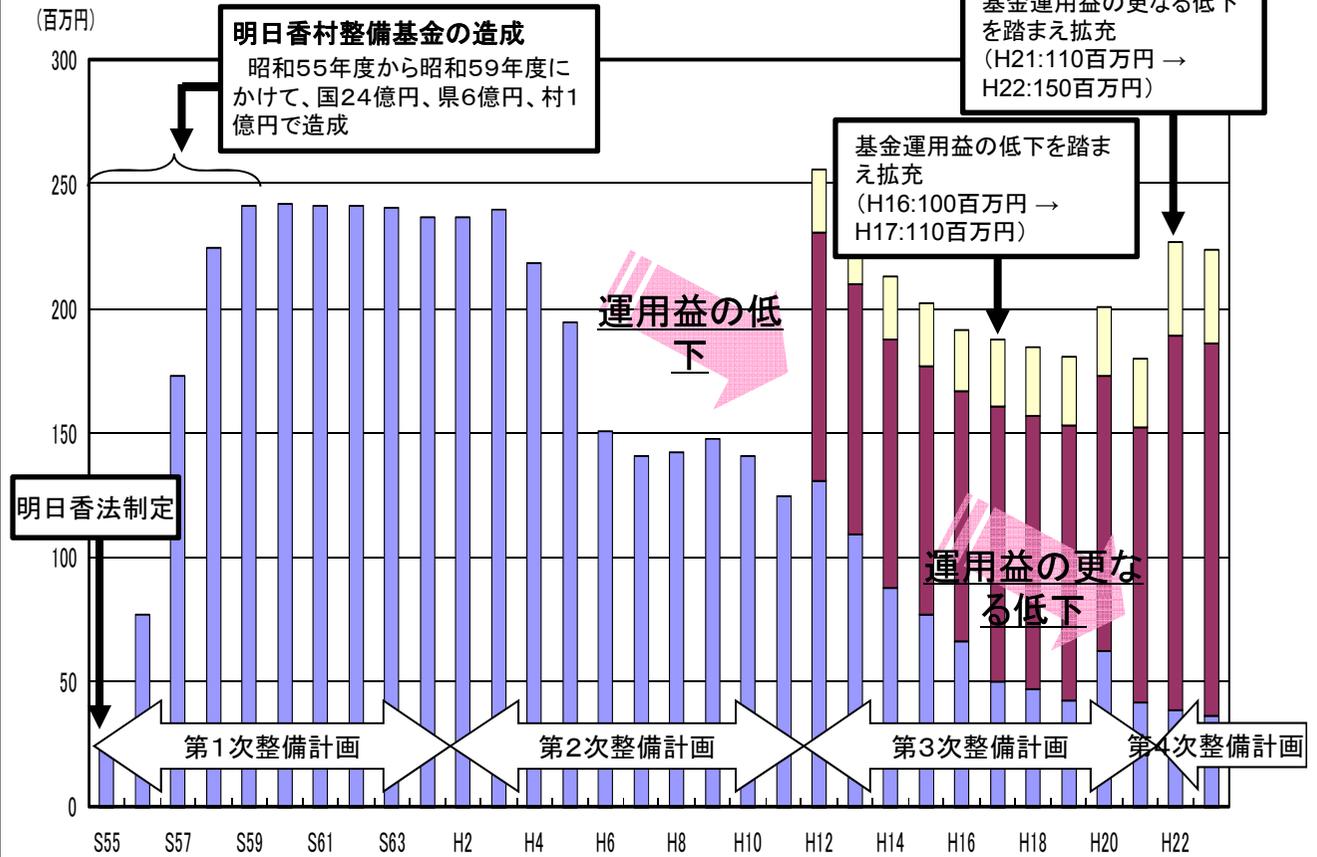


図 明日香村整備基金運用益及び明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の推移

■基金運用益 ■交付金(国) □交付金(県)

- 『明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金』については、平成22年度から平成26年度までの5年間の予算措置となっている。
- 第4次明日香村整備計画（平成22年度～平成31年度）とあわせた景観の維持・向上や観光振興など明日香村の主体的な取組による地域活性化を図るため、平成27年度以降についても継続した支援が必要。

平成26年 8月末 平成27年度予算概算要求
12月末 平成27年度予算概算決定



平成27年度～ 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」の継続措置
(平成27年度～平成31年度)

国営飛鳥歴史公園の概要

飛鳥区域では、祝戸、石舞台、甘樫丘、高松塚周辺の4地区(46.1ha)が平成6年までに概成開園しており、現在、キトラ古墳周辺地区(13.8ha)の整備を進めている。

●甘樫丘地区● 25.1ha

蘇我蝦夷・入鹿の邸宅があったとされる甘樫丘に、飛鳥古京・大和三山が望める展望広場や散策園路を設置。



展望広場からの眺め



●石舞台地区● 4.5ha

蘇我馬子の墓と伝えられる石舞台古墳を中心に、周囲の棚田地形を活かした芝生広場などを整備。



石舞台古墳



●高松塚周辺地区● 9.1ha

飛鳥を代表する壁画古墳である高松塚古墳の周辺を環境整備。



高松塚古墳
(石室解体時)

●キトラ古墳周辺地区● 13.8ha (H28供用予定)

キトラ古墳周辺環境の保全・体験学習の場を整備。



●祝戸地区● 7.4ha

飛鳥古京や棚田を一望できる展望台のほか研修宿泊所を配置。



展望台



研修宿泊所
(祝戸荘)

キトラ古墳周辺地区の概要

- キトラ古墳周辺地区は、平成13年3月に国営公園として整備することが閣議決定。その後、平成18年3月に基本計画を策定し、周辺の自然景観との一体的な調和を図りながら、古都飛鳥の歴史的風土を体感しながら学習できる拠点整備を進めている(平成28年度開園予定)
- キトラ古墳壁画の保存・管理と併せ、古代飛鳥の技術や文化について、展示・体験・案内を通じて学習できる拠点施設として体験学習館を整備する。



【体験学習施設のイメージ】



体験学習館は周辺の景観と一体的に調和する建築施設として整備



世界最古の天文図と北壁の玄武



初めてキトラ古墳で発見された朱雀

現在、第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づく取組みが進められているところであるが、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況等を踏まえつつ、主に以下の取組みの進め方について、今後検討する必要がある。



- ① 国家基盤が形成された明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進について、国・県・村など関係主体間の連携のもと、引き続き、取組みを進める必要。
- ② 明日香の歴史的風土を形成する重要な要素である「農」空間の維持・再生のため、農業の担い手不足の対策や6次産業化の継続・発展が必要。
- ③ 明日香における観光・交流の振興を図るため、明日香らしさが感じられる体験学習、国内外の来訪者のための魅力的な情報発信などの取組みを進める必要。
- ④ 明日香の歴史的風土を活用した地域活力の向上に向け、空き家の利活用、明日香ならではの住まい方の提案など、魅力的な村づくりを通じた定住の促進を図る必要。

古都保存法(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法)の概要

(古都:京都市、奈良市、鎌倉市、橿原市、桜井市、天理市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都、奈良、鎌倉などの古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定める。(昭和41年制定)

古都保存法の体系

歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要
【平成24年3月31日現在:32地区、22,487ha】
・建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制による規制

歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣) ※関係省庁協議が必要
・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を記載

保存区域のうち枢要部分について

歴史的風土特別保存地区について都市計画決定(府県・政令市)
【平成24年3月31日現在:60地区、8,832ha】
・建築物の建築、宅地の造成等について許可制による規制
・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

古都保存事業(社会資本整備総合交付金)

- ・土地の買入れ(国費率7/10)
- ・損失補償(国費率7/10)
- ・施設の整備(国費率1/2)
- ・景観阻害物件の除却(国費率1/2)

税制措置

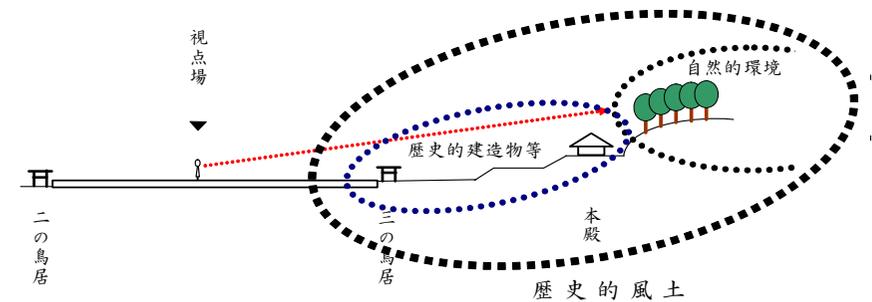
- ・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除
- ・行為制限の内容を踏まえて相続税を評価減(林地の場合更に3割評価減)



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域



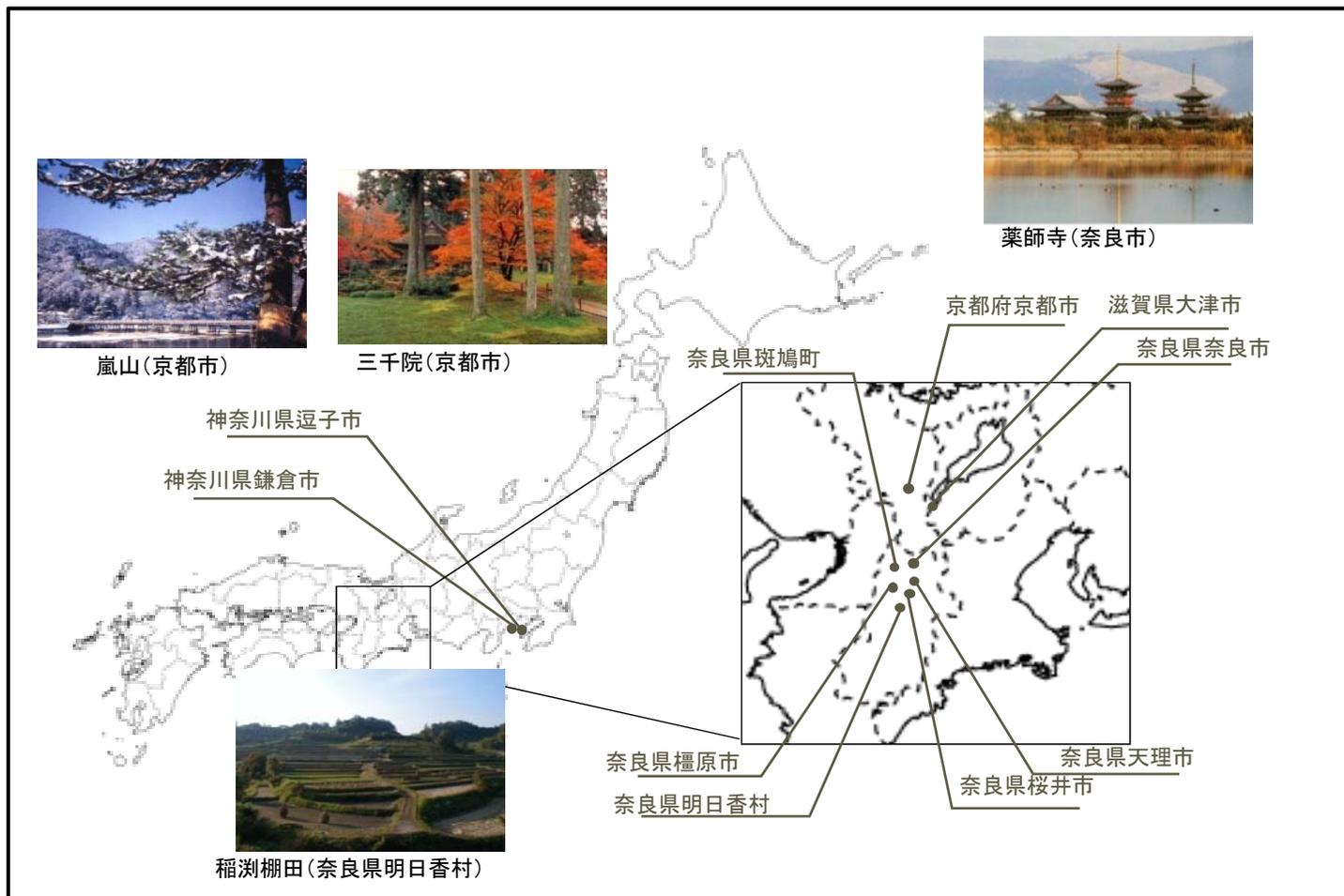
鶴岡八幡宮



歴史的風土の概念図
(歴史的風土審議会資料(平成9年12月)より作図)

- ・古都における歴史的風土を保存するために必要な土地の区域を歴史的風土保存区域として指定している。
- ・古都10都市において、歴史的風土保存区域が32地区、22,487ha指定されている。

古都指定都市



歴史的風土保存区域の指定状況

都市名	歴史的風土保存区域	
	地区数	面積(ha)
京都市	14	8,513.0
奈良市	3	2,776.0
斑鳩町	1	536.0
天理市		1,060.0
桜井市	4	1,226.0
橿原市		426.0
明日香村		2,404.0
鎌倉市	5	982.2
逗子市		6.8
大津市	5	4,557.0
計	32	22,487.0

平成25年3月31日現在

- ・京都や奈良では、平成17年頃から、線虫等の病害虫などによるナラ枯れやマツ枯れ被害が拡大している。
- ・京都市では、地域組織、地元寺院、企業等との協働による小倉山の森林再生事業を行っている。

自然的環境の変化（京都市）

◆マツ枯れ（マツノザイセンチュウによる被害）

平成18年頃から拡大

- ・マツ枯れ被害はマツ林面積の約2割（約2,200ha）
- ・毎年約5万本（約8,000m³）が枯れている。
- ・対策費は約15百万円／年

◆ナラ枯れ（カシノナガキクイムシによる被害）

平成17年 東山で初めて被害が確認
平成22～23年 約17,000本の被害を確認
平成24年 東山から西山に被害が拡大
約8,000本の被害
対策費は約26百万円／年



嵐山周辺のマツ枯れ



京都三山の枯死したナラ林
(資料:京都伝統文化の森推進協議会)

協働による維持管理の取組み（京都市 嵯峨嵐山地区）

◆「小倉山再生プロジェクト」事業概要

小倉山において良好な森林景観を保全・再生するため、京都市や地域組織、森林所有者、地元寺院、企業などの様々な主体が連携し、それぞれの役割分担のもと展開する持続的な森林景観づくりを目指す取組み

◆取組み経過

平成24年度

- ・意見交換会（計3回）：京都市と小倉山周辺で自主的な森林保全活動に取組む地域組織や地元の寺院等とが小倉山の将来像などを意見交換。

平成25年度

- ・「小倉山再生プロジェクト支援協定」締結：景勝・小倉山を守る会（会長：二尊院）、三菱東京UFJ銀行、（公財）三菱UFJ環境財団、京都市が支援協定を締結し、それぞれの役割分担と共汗の下、小倉山の再生に取り組む。
- ・アカマツの植樹：地元住民ら約150人がアカマツの苗木500本を植樹。



小倉山再生プロジェクト
支援協定締結式
(平成25年5月10日)



天龍寺での意見交換会の様子
(平成24年11月2日)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】 **歴史的風致の維持・向上**を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、**個性豊かな地域社会の実現**を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与。

歴史的風致とは、城郭や社寺、史跡等の歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家等の建築物、街道や水路等の土木施設等と、地域住民等によって保存されてきた産業、祭礼行事、民俗芸能等の伝統的な活動とが一体となって醸し出している歴史的な風情、情緒、佇まいといった良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

- 歴史的風致の維持・向上に関する方針
- 重点区域の位置・区域
- 文化財の保存・活用に関する事項
- 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定方針等
- 計画期間 等

国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画

重点的な支援

法律上の特例措置

- 歴史的建造物修理への技術的支援(法第21条)



- 地域の実情に応じた景観規制(屋外広告物法第28条)



- 法定協議会による事業主体間の連携(法第11条)

事業による支援

- 社会資本整備総合交付金等
(例)歴史的建造物の修理・買取



- (例)都市公園内の城跡の復原



重点区域の要件（コア）となる小峰城跡については、文化庁の事業により復元が進んでいる。
 また、それを取り巻く重点区域（バッファゾーン）については、国土交通省等の事業を活用し、歴史的建造物等の保全・活用が進められており、結果として、重点区域全体の歴史的風致の維持及び向上が図られている。

小峰城跡本丸・二の丸石垣修復事業

小峰城道場門遺構の修復整備

道場門遺構航空写真

丹羽長重廟周辺の整備

丹羽長重廟

歴史的まちなみの修景整備

整備イメージ

歴史的蔵の保存修景整備

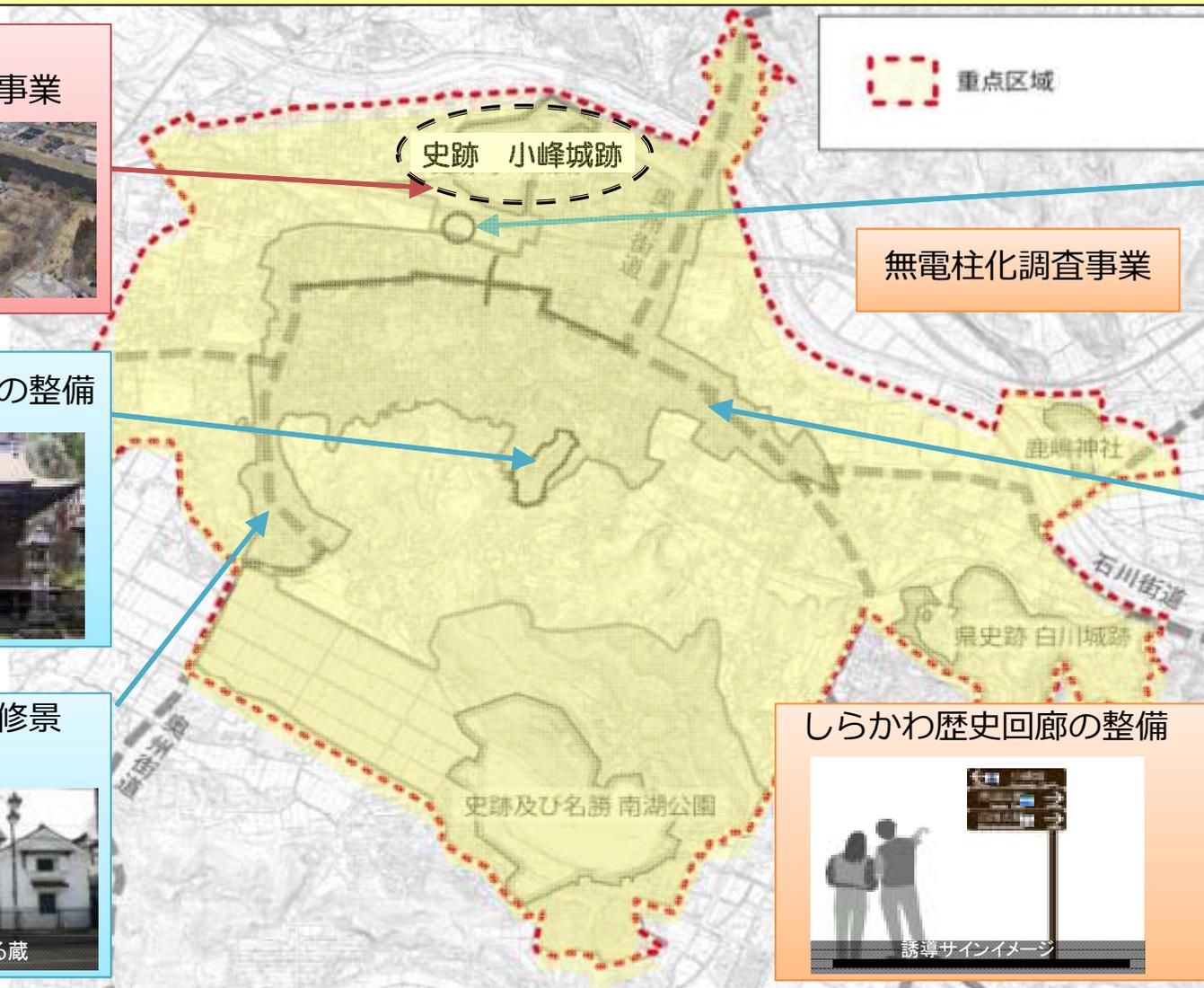
沿道に面する蔵

しらかわ歴史回廊の整備

誘導サインイメージ

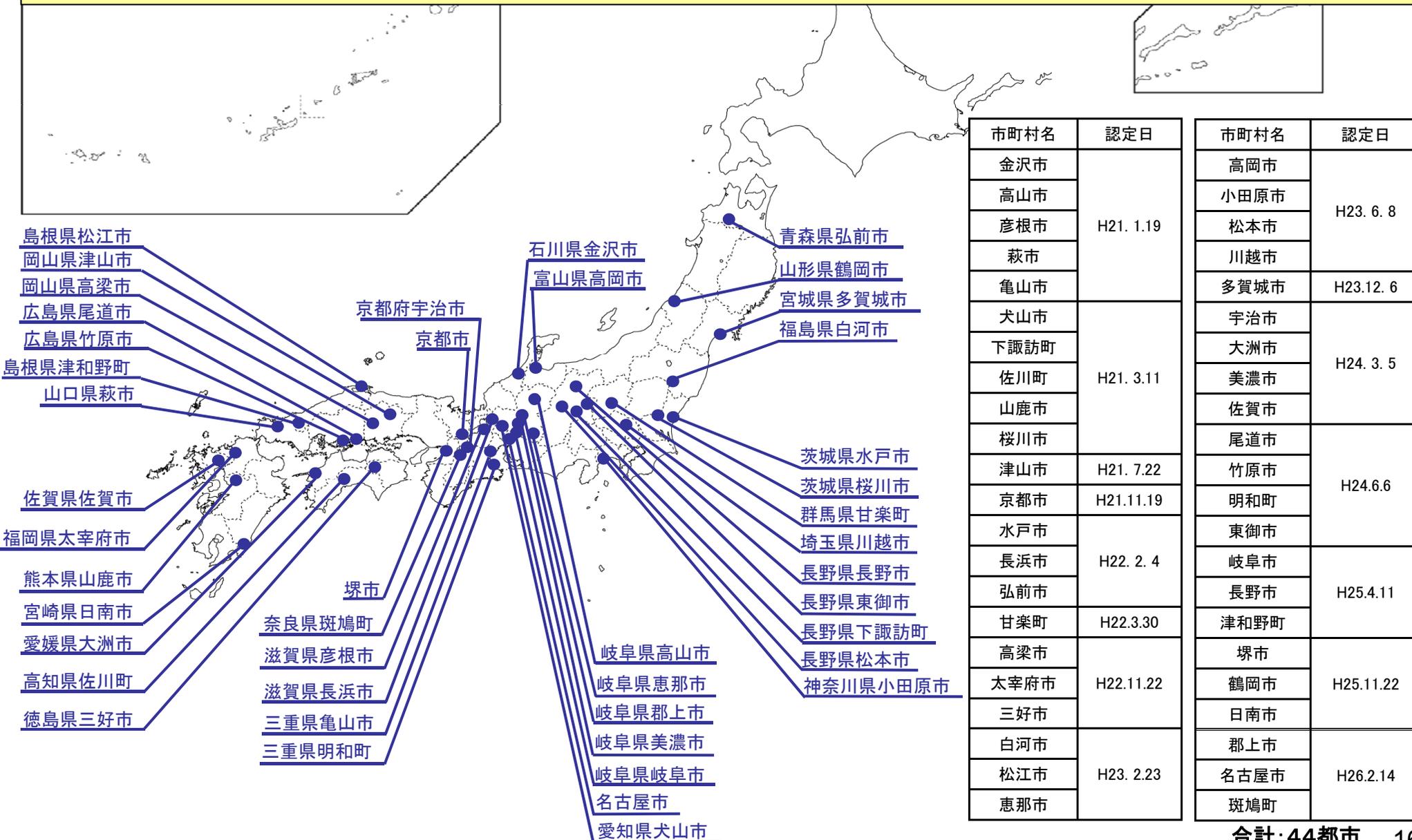
【支援事業等 凡例】

- 文化庁補助事業
- 国交省補助事業
- 市単独事業



歴史的風致維持向上計画認定状況(H26.2.14現在)

現在、全国で44都市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けている。



市町村名	認定日	市町村名	認定日
金沢市	H21. 1.19	高岡市	H23. 6. 8
高山市		小田原市	
彦根市		松本市	
萩市		川越市	H23.12. 6
亀山市	多賀城市		
犬山市	H21. 3.11	宇治市	H24. 3. 5
下諏訪町		大洲市	
佐川町		美濃市	
山鹿市		佐賀市	H24.6.6
桜川市	尾道市		
津山市	竹原市		
京都市	H21.11.19	明和町	H25.4.11
水戸市	H22. 2. 4	東御市	
長浜市		H22.3.30	岐阜市
弘前市	長野市		
甘楽町	H22.11.22	津和野町	H26.2.14
高梁市		堺市	
太宰府市	H23. 2.23	鶴岡市	H26.2.14
三好市		郡上市	
白河市	H23. 2.23	名古屋市	H26.2.14
松江市		斑鳩町	
恵那市			

合計:44都市 16